

イラク派兵反対から空中給油機事故、PACC3配備——名古屋の闘いは続く 山本みはぎ

昨年の定点観測（そのほかの名古屋からの発信記事も）は、四月に名古屋高裁で出された、航空自衛隊のイラクでの活動が憲法九条違反という実質違憲判決の話題一色でした。訴訟の会・弁護団は判決後、全国でこの判決の意義を広めるための学習会・講演会を延べ三〇〇箇所以上開き、また、首相宛の判決の意義を生かし、イラクからの即時撤退を求める署名活動とそれに続く国会行動などを行ってきました。二月には、北は北海道から南は沖縄宮古までの全国の原告・支援者と、同様の訴訟を起こした仲間二〇〇人が集まり、改めて判決の意義、今後の闘いを確認した全国集会を持ちました。一二月、航空自衛隊は四年間の戦争加担を終え撤兵しました。今後、会としては、報告集の作成などの作業をしつつ、二月には解散総会を持ち、会としての役割を終えます。この判決は、四年間の全国のイラク派兵反対とともに闘った皆さんの反戦の意思の結集であり、協力に感謝します。

その派兵拠点となった小牧基地の機能は更に強化されてきました。昨年二月には、私たちが反対運動を取り組んできたにもかかわらず、空中給油輸送機二機が配備されました（実際は、〇七年度配備が、機体の型式証明の取得が得られなかったなどのトラブルで一年遅れ）。この、空中給油機が、一二月一二日、日本海上空で試験飛行中に給油管が格納できなくなり岐阜基地へ緊急着陸し、その際火災が発生するという事故を起こしました。空中給油機一号機は導入から六日目に翼の前縁部にあり着陸時に使う内側スラットが突然左右同時に下がり、エンジンのカバーとぶつかり、両翼とも双方が壊れ飛行できなくなるといふ事故も起こしています。その後も空調機器の不調などが起こり、安全性に大きな疑問のある飛行機です。幸い今回に事故は大事に至らなかったものの、航空燃料を搭載した空中給油機が今回のようなトラブルを起こせば大惨事になる可能性があります。

私たちは、すぐに小牧基地に対し抗議文を、愛知県に対しては質問状を提出し、その責任を追及しました。県との話し合いは、一月二二日に行いましたが、相変わらず、事故原因の追究や再発防止は防衛省側にあるという姿勢に終始し、設置管理者としての責任をとろうとしないものでした。翌二三日に、防衛省は事故原因と改善を発表し、二六日からの飛行再開を通告してきました。配備が一年も遅れ、配備後もトラブル続きの空中給油輸送機に、県の担当者も「これ以上問題を起こしてほしくない」という本音も（だとしたら、権限があるのだからきちっとものを言えればいいのに）。今年度末には予定では3号機も配備されます。私たちは、二月一四日、三年目の「来るな欠陥空中給油機 2・14大行進」を行い、導入反対、撤去の声を上げていきます。

更にもうひとつのこの東海地区で焦点は、ミサイル防衛の一環として、昨年、入間・習志野など首都圏と、浜松基地に配備された、PACC3（新型パトリオットミサイル）が、第四高射群（岐阜・白山・饗庭野）に配備されようとしていることです。

私たちはこれに対しても、浜松（NO!AWACSの会）・三重（戦争をしない・戦争協力もしない三重ネットワーク）・岐阜（各務原基地へのPACC3の配備の中止を求める会）、愛知（不戦へのネットワーク）の四つの市民団体で、「パトリオットミサイル配備に異議あり東海交流会」を結成し、連携をして反対運動に取り組みようと準備を進めています。二月七日には、藤岡惇さんを講師に講演会を行い、デモを予定しています。岐阜基地へは、二月にも配備が始まるという情報もあります。それぞれの地域での自主的な活動を行いつつ、緩やかな連携を持って今後も活動をしていきたい。

（やまもと・みはぎ／不戦へのネットワーク）